

公園施設計画

区 分	概要・留意事項	
遊具	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に配慮したうえで使用時における騒音や視線によるプライバシー干渉等の隣接民家等への影響が最小限となるような配置とすること。 ・設置遊具については現状と同様に、すべり1台およびブランコ1台とすること。 ・既存遊具は撤去のうえ同品質のものを新設すること。 ・使用遊具については、一般社団法人 日本公園施設業協会の定める「遊具の安全に関する規準JPFA-S:2008」を満たした製品とすること。 	
公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例等、関係法令に適合した既設規模と同等規模以上の多目的トイレを敷地内に1箇所設けること。 ・トイレの設置場所については死角とならないよう留意すること。 	
構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・進入口毎に車止めを設けること。 ・敷地の外周には敷地境界が明らかになるようなフェンス等を設けること。 ・隣接民家等と隣接する部分については特に、防音・視線等に配慮したフェンス等を設けることが望ましい。 	
樹木	共通事項	個別事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園や周辺の景観と調和を図った樹木・植栽の選定および配置とすること。 ・隣接民家等への日照や採光、通風等の住環境に配慮すること。 ・剪定等の維持管理が容易となるような配置とすること。 ・土壌条件等を事前に調査のうえ適正な樹木および植栽を設定すること。 ・園庭と公園の一体利用を阻害しないような配置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本数および規模については整備前と同等規模を保つこと。 ・既存樹木は可能な限り現存、または移設等により存続させること。 ・新規植栽樹木については既存樹木と同種または類似したものとし、通常の成木で高さが概ね5m程度までのものとする。 ・樹木の根が将来的に隣接民家等へ侵入することのないような配置とすること。 ・防犯の観点から、見通しに配慮した植栽とすること。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・南西側進入路に存在する耐震性貯水槽（容積＝60m³）については、整備後も機能を維持すること。 ・防災機能等の向上のため、改良等を行う場合は同等機能以上を確保すること。 	
防火水槽	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨時においても排水性が保たれることが望ましい。 ・ベンチ等の休憩施設を設ける場合については、公園利用者の動線を考慮したうえで適正な場所へ設置すること。 	
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨時においても排水性が保たれることが望ましい。 ・ベンチ等の休憩施設を設ける場合については、公園利用者の動線を考慮したうえで適正な場所へ設置すること。 	